

平成23年3月20日14時30分現在

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第23報）

厚生労働省
※下線部分が前回からの変更点

1 厚生労働省における対応

3月11日（金）14時46分 三陸沖で地震発生

14時50分 厚労省災害対策本部立ち上げ

3月12日（土）9時00分 厚生労働省現地連絡本部設置（厚生労働省現地対策本部に移行）
(防災電話配備)

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

（1）災害救助法関係

○災害救助法の適用〔都道県知事が決定〕

・宮城県が全35市町村に適用 (3月11日22時30分)

・岩手県が全34市町村に適用 (3月12日18時00分)

・東京都が47区市町に適用 (3月12日18時00分) 帰宅困難者対応

・福島県が全59市町村に適用 (3月17日14時00分)

・長野県が1村に適用 (3月12日17時00分)

・新潟県が2市1町に適用 (3月12日17時00分)

・青森県が1市1町に適用 (3月13日18時15分)

・茨城県が28市7町2村に適用 (3月15日20時30分)

・栃木県が15市町に適用 (3月17日14時30分)

・千葉県が3市1町に適用 (3月14日17時30分)

○災害救助法の弾力運用

今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知。

これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ5割～9割）することを明確化。

都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続きで交付。

（参考）避難所として旅館、ホテル等を借り上げる場合、新潟県中越地震の際に、1人1日5,000円（食事込み）

応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる場合、岩手・宮城内陸地震の際に、寒冷地仕様を考慮し、一戸当たり月額6万円

(2) 医療等活動関係

○宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の状況

※ E M I S 又は医療機関への電話連絡による集計 (3月19日12時00分現在)

患者の受入状況について

宮城県 14病院で受入あり

重症 496人、中等症 1148人、軽症 2041人、死亡 41人

福島県 8病院で受入あり

重症 210人、中等症 190人、軽症 241人、死亡 10人

岩手県 11病院で受入あり

重傷 193人、中等症 341人、軽症 973人、死亡 6人

○医師等の派遣調整

・日本医師会等の関係団体に被災地への医師等の派遣を依頼済。日赤等はそれ以前から活動。

・国立病院機構から派遣 (3月19日12:00現在)

岩手県 6チーム (33人) が活動中 (山田町④、釜石市②)

宮城県 6チーム (32人) が活動中 (東松島市①、仙台市④、山元町①)

福島県 4チーム (14人) が活動中 (県の指示により避難所、保健所にて活動④)

同機構は、この他、放射線医療班を派遣し、2チームが活動中 (3月19日12:00現在)

福島県 4チーム (14人) が医療班と兼務し活動中

(同機構から派遣累計 33チーム)

・国立がん研究センターから、医療班 1チーム及び放射線医療班 1チームを被災地に派遣 (3月19日12:00現在)

[医療班]

宮城県 1チーム (7人) が活動中 (山元町)

[放射線医療班]

福島県 1チーム (3人) が活動中 (いわき市)

・国立国際医療研究センターから、医療班 1チームを被災地に派遣 (3月19日20:00現在)

宮城県 1チーム (5人) が活動中 (東松島市)

・労働者健康福祉機構から、労災病院の医療班を被災地に派遣 (3月19日から 1チームを派遣、2チームは待機中)。

・日赤の救護班 43チームが活動中 (3月20日00時30分現在)

・厚生労働省の広域災害救急医療情報システム (E M I S) において、被災県からの救護班の派遣要請への協力を全都道府県に要請。これにより、福島県へ2つの県 (滋賀県、香川県) から派遣を実施。

・日本医師会は 20チームを被災地へ派遣。全日本病院協会及び日本医療法人協会は合同で 12チームを被災地へ派遣 (3月20日12時00分現在)。

○社団法人日本透析医会においては、同会の災害情報ネットワーク (<http://www.saigai-touseki.net/index.php>) 上で、登録されている透析医療機関の①透析の可否、②被災の有無、③透析室貸出可能病床、④透析受入可能状況、⑤その他不足物品や連絡事項等を各施設で登録をしている。この情報は、一般からアクセスできる。

なお、各都道府県においても、災害に伴う透析医療に関する相談を受け付けてい

る。

- ・青森県医療薬務課(電話:017-734-9287)
- ・岩手県健康国保課(電話019-629-5471)
- ・山形県地域医療対策課(電話023-630-2256)
- ・福島県地域医療課(電話024-521-7881)
- ・茨城県保健予防課(電話029-301-3220)

また、被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況になっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼。

○薬剤師の派遣調整(3月20日14:00現在)

- ・日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会において、被災した各県からの要請に応じて、避難所等に薬剤師を派遣し支援する対応を調整している。
- ・3月19日までに、北海道、秋田、宮城、東京の各薬剤師会及び日本薬剤師会から、薬剤師(宮城県へ51名、福島県へ2名)を派遣。

○保健師の派遣調整

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区と、派遣可能な保健師等の人数や期間の早急な調整を3月12日開始。
- ・厚生労働省より岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への保健師等の派遣を調整(3月13日)

<保健師等の活動状況(3月20日12時00分現在)>

	チ 一 ム数	派遣先都道府県等
現地活動中	74	岩手県21、宮城県27、福島県1、仙台市25
移動中	3	岩手県1、宮城県1、仙台市1
移動準備中	26	岩手県10、宮城県12、福島県1、仙台市3
合 計	103	岩手県32、宮城県40、福島県2、仙台市29

- ・再度、各都道府県・保健所設置市・特別区あて、保健師等の追加派遣について照会(3月17日)

○「心のケアチーム」の派遣調整

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を3月13日開始

現地活動中 8チーム（宮城県6（岡山県、長野県、長崎県、石川県、愛知県、国立病院機構東尾張病院）仙台市2（兵庫県、徳島県）
移動中 1チーム（宮城県1）
移動準備中 17チーム（岩手5、宮城10、仙台市2）
調整中 3チーム

○避難所等において、こころの健康を守るためのポイント
（「こころの健康を守るために」）をまとめ、被災県に提供。（3月18日）

○支援者向けのメンタルヘルス情報サイト開設

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、3月16日に医療関係者等の支援者向けの情報提供サイト(http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html)を開設

○メンタルヘルスを含む健康相談の実施

- ・事業者、労働者及びその家族等被災された住民が、産業保健推進センター、地域産業保健センター等でメンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるよう、（独）労働者健康福祉機構及び都道府県労働局に通知。（3月16日）

○児童福祉関係職員の派遣等

- ・被災した子ども達に対するケアに対し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣するなどの対応について都道府県等に依頼（3月15日）。
(派遣可能人数 3月20日14時現在 52自治体 389人)
- ・派遣については、被災地域の受入体制等を踏まえながら調整。

○介護職員等の派遣調整

- ・被災県の社会福祉施設等のうち、介護職員等が不足している施設等に対する職員派遣について都道府県等に依頼（3月15日）。
(派遣可能人数：5,971人（3月20日14時現在）)
- ・介護職員等の派遣については、被災県の希望等を踏まえながら調整。

○要援護者の受入調整

- ・被災地から他都道府県の社会福祉施設等への要援護者への受入れ可能人数について調査依頼（3月15日）。
(受入可能人数：高齢者関係施設28,929人（うち特養10,227人、老健4,377人）、障害者関係施設5,345人、児童関係施設6,745人、保護施設685人（いずれも3月20日14時現在）)
- ・要援護者の受入れについては、受入先の体制等を踏まえながら調整。

○雇用促進住宅関係

- ・緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請（3月12日）。更に福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請（3月19日）。

<雇用促進住宅利用可能戸数（3月17日現在）>

岩手県2,232戸、宮城県935戸、福島県436戸（3県以外の都道府県の合計38,018戸）

※引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅の確認に努めるとともに、ライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努める。

○ボランティア活動の支援

- 各被災地では、県や市町村の社会福祉協議会により災害ボランティアセンターが立ち上がりしており、活動状況について、各社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会のホームページで情報提供している。

全国社会福祉協議会「被災地支援・災害情報ボランティア情報」

ホームページURL <http://blog.goo.ne.jp/vc00000>

①災害ボランティアセンターの体制強化

- 全国各地の社会福祉協議会から岩手県、宮城県、福島県、仙台市の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、各地の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援やボランティアの受け入れ準備の支援が進められている。

(3月19日12時00分時点の派遣先と派遣数)

- ・岩手県社会福祉協議会：9名
- ・宮城県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会：27名
- ・福島県社会福祉協議会：12名

②ボランティア活動の受け入れ状況

- 被災地でのボランティア活動の受け入れ状況については、現地の社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会のホームページで情報提供している。

※ なお、現段階においては、被災地における活動は自衛隊や医師等による専門的な支援や近隣の住民による支援が中心となっており、遠方からの一般の方のボランティアについては、受入れが困難な地域もあるとの報告を現地の社会福祉協議会から受けている。

(3) 原発事故関係

○原発事故の対応

- 福島県立医大病院、福島労災病院（福島県より緊急被ばく医療機関として要請）では受け入れ体制を整備。鹿島労災病院で応援体制を準備
- 福島県からの要請（3月11日11時30分頃）を受け、国立病院機構、国立がん研究センター及び日本放射線技師会に対し、放射線医師、技師等の派遣の検討を要請し、派遣を始めたところ。
- 作業員の被災状況については、管轄である富岡労働基準監督署の職員が情報を収集している。
- 福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受けれる実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げ。（3月15日関係省令官報公示）同省令の施行について同日付で都道府県労働局に通知。
- 上記省令の施行を踏まえ、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所の責任者に

対し、省令の概要を説明するとともに、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を本省に呼び、上記指示を説明し、本社としても適正な管理をするよう要請。(3月16日)

- ・山形県からの要請を受け、財団法人放射線影響研究所に対し、放射線技師の派遣を要請(3月16日)。同研究所は、3月18日から山形県内に避難している方々への放射線量測定、放射線に関する健康相談を実施。
- ・放射線の影響について健康相談を希望されることが想定されるため、これらの方々に對して事故発生以降の行動などの聞き取り、汚染に関するサーベイランスを行えるよう都道府県等(福島県は除く)に保健所等における住民からの相談状況に応じた体制整備を依頼(3月18日)。
- ・福島県からの災害対策基本法第30条に基づく避難所における被ばく不安解消を目的とした身体汚染スクリーニング等対応のための医師等の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、地方自治体の要請事項に応じられる程度を打診。(3月15日) 厚生労働省より福島県への医師等の派遣を調整。(3月17日)

<医師等の活動状況(3月20日12:00現在)>

活動中	4チーム(長崎県、石川県、和歌山市、大阪府)
移動中	2チーム(広島市、山口県・下関市合同)
出発日決定	7チーム
派遣検討中	6チーム
合計	19チーム

○原発事故による放射能被害に備え、日本さい帯血バンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

○災害による熱傷被害に迅速に対応するため、一般社団法人日本スキンバンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

専門医向けの情報を(<http://www.jsbn.jp/index.html#topics>)に掲載。

○入院患者等の福島県外等への搬送

・入院患者

屋内退避指示が出ている20~30km圏内の病院の入院患者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めている。

6病院、要搬送者数約700人のうち、約600人の搬送が3月20日までに終了する見込み。

残る約100人については、既に搬送先が決まっており、3月21日以降搬送予定。

・介護施設入居者等

屋内退避指示が出ている20~30km圏内の特養、老健施設などの入居者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めている。

18施設、定員約980人のうち、約790人の搬送が3月20日までに終了する見込み(ご家族で対応された方を含む)。

残る約190人については、既に搬送先が決まっており、3月21日以降搬送予定。

○原発事故に伴う食品・水道の対応

・原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、
① 指標を超えるものは飲用を控えること
② 生活用水としての利用には問題がないこと
③ 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと
等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対して通知（3月19日）

(4) 水道における被害状況（3月20日13時00分現在）

①被害状況

11県で少なくとも102万戸で断水被害が生じている状況（19日14時00分時点では104万戸断水）。これまでに復旧した総数は106万戸（前回では101万戸）。
(詳細については別紙1参照)

②計画停電による水道への影響

3月20日は計画停電は中止されたので、計画停電による断水は発生していない。

③応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応）

- ・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島の各県に担当割りし、当面、応急給水に専念し、その後、断水調査、応急復旧計画の策定などの活動を行う予定。
- ・給水車の派遣要請に対し、全国314の水道事業者において合計375台を確保（水道事業者名については別紙1参照）。現時点で、宮城県135台、岩手県88台、栃木県12台、茨城県8台、福島県34台、千葉県10台派遣し、応急給水を実施。（合計287台派遣中）
- ・なお、首相官邸にも応急給水を要望する現地病院等の情報が入っており、その情報も考慮して給水車を派遣し、給水を実施中。
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策特別本部を設置した。

構成団体・機関

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、
全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、
厚生労働省（健康局水道課）

(5) 医薬品・物資等調達関係

○医薬品・衛生材料等（3月20日13時50分現在）

医薬品・医療機器の需要・供給状況等

- ・医療用酸素ボンベの補給要請があり、宮城県に対して7000ℓ×103本など合計538本、岩手県に対して7000ℓ×20本など合計68本を搬送済
- ・破傷風トキソイドワクチンの補給要請（宮城県）に対して100本を搬送済
- ・透析輸液の補給要請（宮城県）に対して270本を搬送済
- ・ダイアライザーの補給要請（宮城県）に対して2000本を搬送済
- ・救急セットの補給要請に対して1000個を搬送済
- ・病院食の補給要請（宮城県）に対して、無洗米1000kg、水1320ℓ、お粥2006パック、濃厚流動食2520本を搬送済
- ・紙おむつの補給要請（岩手県、宮城県、福島県など）に対して121万枚を搬送済
- ・かぜ薬や胃腸薬などの一般用医薬品及びナプキンやオムツなどの衛生材料の詰め合わせ（1避難所1～2個メドで総計600個）を、水産庁の巡視船を利用して、3月20日

11時49分に第1便が被災地へ向け出航（日本薬剤師会、神奈川県薬剤師会、日本チエーンドラッグストア協会、日本OTC医薬品協会ほか）なお、本日中に第2便が出航予定。

- ・リネン類の補給要請（宮城県）に対して毛布1000枚を搬送済み。
- ・ウェットティッシュ等の補給要請（宮城県）に対してウェットティッシュ7600個、消毒洗浄ジェル9000個を搬送済み。
- ・被災地（宮城県・岩手県）の医師会から補給要請があつた医療用医薬品に対して、日本医師会が、厚生労働省の要請を受けた日本製薬工業協会から調達し、医療用医薬品（約10t）を現地の医師会へ搬送済。

○生協関係

【食料・日用品】

- ・日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配達（3月16日までに、水・食料・毛布など約200万点を提供。主な内容は以下）。
 <岩手県内生協>水（2L）16,000本、カップめん 21,000個、カイロ1,000個
 <宮城県内生協>カップめん 19万個、水（500ml）19万本、お茶（500ml）17万本、缶飲料 39万本、菓子 45,000個、毛布 3万枚、果物 45万個
 <福島県内生協>缶詰 15,000個、カップめん 31,000個、電池 500個
 <茨城県内生協>カップめん 24,000個、菓子 7,000個、水（2L）3万本
 その他、群馬県、栃木県、千葉県の各生協にも支援物資を搬送。
- ・さらに、水・食料・毛布・カセットコンロ・ボンベなど約70万個の支援物資を手配しており、今後もさらに物資調達・被災地の生協への輸送を行う予定。（3月15日～）
- ・各地の生協は、日本生協連を通じて、被災者支援のための緊急支援物資（水、食料、カイロ、トイレットペーパーなど）約12万点を提供。
- ・コープあいづは、福島県へ食事提供（3月12日～、毎回おにぎり1500個、飲料水800本）、会津若松市へ食事提供（3月15日～、毎回おにぎり1000個、飲料水200本、菓子パン200個）。
- ・青森県庁生協は食堂から八戸市に食事50食・3日分を提供。（3月14日～）

【燃料】

- ・日本生協連、ユーコープ事業連合、コープこうべは、みやぎ生協へ、被災地現地での物資運搬等のための燃料（軽油等）をタンクローリーで提供したほか、トヨタ生協、生協しまねも同生協へタンクローリーで燃料を輸送開始（3月15日）。今後さらに、その他の生協含め提供予定。

【その他】

- ・80の生協で、店舗・宅配などで緊急募金活動を実施。（3月15日時点）
- ・みやぎ生協は、水・バナナを携えて、組合員の安否確認・お見舞い活動を実施（3月14日～）、その他、各地の12生協（車両20台、39人）が安否確認・お見舞い活動支援を予定。（3月17日～）
- ・いわて生協は、沿岸地域の被災者への支援を実施中。組合員のボランティア協力の下、本部（滝沢村）でおにぎりをつくり、気仙・釜石・宮古の避難所に、宅配のトラックで届ける（3月16日～）

（6）計画停電に係る対応

- ・医療分野における東京電力及び東北電力の計画停電に対する対応については、都県・関係団体への事務連絡の発出や在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡、国立病院機構等への緊急相談窓口の設置等の対応を実施済み。今後の予測不可能な大規模停電についても、都県・関係団体等への事務連絡を発出。
- ・東京電力及び東北電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携などについて依頼。計画停電が行われた都県からは、現在のところ、難病患者等に関する被害報告はきていない。(3月19日13時30分現在)
- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者の主治医や訪問看護ステーション等を支援するため、東京電力及び東北電力の計画停電により影響を受ける1都11県44病院(国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等)に緊急相談窓口を設置。
- ・東京電力及び東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、各病院(国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等)に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。
- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼。なお、東京電力及び東北電力による3月20日(日)の計画停電は中止となっているため、業務に支障なし。(3月20日14時00分現在)
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼。なお、東京電力及び東北電力による3月20日(日)の計画停電は中止となっているため、業務に支障なし。(3月20日14時00分現在)
- ・東京電力の計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼。計画停電区域から大きな被害、障害についての報告なし。
- ・東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼。
- ・東京電力管内の都県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電が発生に備えて、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請(3月18日)

3 その他

【上記以外で、第22報以降に新たに発出した通知等】

- ・東北地方太平洋沖地震に関する介護扶助関係事務の取り扱いについて（3月18日 社会・援護局保護課）
被災者である生活保護受給者について、要介護認定に係る審査判定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに生活保護の介護扶助の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A（第1版）」等の事業主団体への周知について（3月19日 労働基準局監督課、職業安定局雇用開発課）
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A（第1版）」及び雇用調整助成金の活用促進の周知について（3月20日労働基準局監督課、職業安定局雇用開発課）
被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ&A（第1版）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局に指示するとともに、関係省庁に対して周知を依頼
- ・避難所等への患者の搬送について（依頼）（3月19日 医政局指導課）
被災地から避難所等への患者搬送に際して、医療関係者による付き添い、常備する医薬品の携行、診療録等による患者の病状等の情報の伝達ができるだけ行うよう、都道府県及び関係団体から医療機関等への周知を依頼。
- ・保健所等における健康相談への協力について（依頼）（3月18日 医政局総務課）
福島原子力発電所における事故により、放射線による健康影響を心配する地域住民が健康相談を希望することが想定されることから、保健所等において放射線の影響に関する健康相談の体制整備を図るなど適切に対応いただくよう地方自治体に依頼しているところであるが、その体制整備等にあたって、診療放射線技師の協力やサーベイメータの確保などの協力を行うよう関係団体に依頼。
- ・福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について（3月19日 健康局水道課）
福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う、水道水中の放射能測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対する技術的助言。

※これまでに発出した通知等については別紙2参照。

平成23年3月20日13時00分現在
水道における被害状況

1 被害状況について

1) 青森県 <約15戸断水>

十和田市 断水 1,354戸→断水15戸 (復旧1,339戸) (応急給水中)
復旧済み 佐井村、五所川原市、むつ市、野辺地町、東北町、風間浦村、八戸
圏域水道団 (八戸市他1市5町)、三戸町、平内町、六ヶ所村、久吉ダ
ム水道企業団 (大鰐町、平川市)、弘前市

2) 岩手県 <約6万戸断水>

一関市 断水42,870戸→断水11,093戸 (復旧31,777戸) (応急給水中)
大船渡市 断水 16,000戸 (応急給水中)
陸前高田市 断水 8,500戸 (応急給水中)
釜石市 断水 8,000戸 (応急給水中)
大槌町 断水 6,000戸 (応急給水中)
宮古市 断水 11,090戸→断水5,700戸 (復旧5,396戸) (応急給水中)
山田町 断水 6,000戸 (応急給水中)
岩泉町 断水 670戸 →断水188戸 (復旧482戸) (応急給水中)
田野畠村 断水 395戸 (応急給水中)
久慈市 断水 14,034戸→断水304戸 (復旧13,730戸) (応急給水中)
野田村 断水 1,680戸 (応急給水中)

復旧済み 盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、
遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、普
代村、洋野町、二戸市、一戸町

3) 宮城県 <約46万戸断水>

仙南・仙塩広域水道用水供給事業 用水供給停止→応急復旧工事着手、一部送
水開始

大崎広域水道用水供給事業 用水供給停止→応急復旧工事着手、一部送
水開始

塩竈市 断水 24,829戸 (応急給水中)
仙台市 断水206,500戸→断水160,700戸 (復旧45,800戸) (応急給水中)
村田町 断水 3,654戸 (応急給水中)
角田市 断水11,000戸→断水9,400戸 (復旧1,600戸) (応急給水中)
多賀城市 断水24,999戸→断水23,075戸 (復旧1,924戸) (応急給水中)
女川町 断水 3,049戸 (応急給水中)
松島町 断水 5,513戸 (応急給水中)
白石市 断水 9,000戸→断水1,500戸 (復旧7,500戸) (応急給水中)
湧谷町 断水 5,689戸 (応急給水中)
岩沼市 断水 15,847戸 (応急給水中)
柴田町 断水 14,559戸 (応急給水中)
大河原町 断水 8,000戸→断水3,100戸 (復旧4,900戸) (応急給水中)
亘理町 断水 11,100戸 (応急給水中)
七ヶ浜町 断水 6,518戸 (応急給水中)

大和町 : 断水 2,700戸 → 断水53戸 (復旧2,647戸) (応急給水中)
 大衡村 : 断水 1,600戸 → 断水70戸 (復旧1,530戸) (応急給水中)
 富谷町 : 断水 12,513戸 → 断水9,903戸 (復旧2,610戸) (応急給水中)
 山元町 : 断水 5,453戸 (応急給水中)
 利府町 : 断水 11,253戸 (応急給水中)
 石巻広域水道 (石巻市、東松島市) : 断水75,645戸
 → 断水71,515戸 (復旧4,130戸) (応急給水中)
 蔵王町 : 断水 5,300戸 → 断水4,200戸 (復旧1,100戸)
 登米市 : 断水 26,714戸 → 断水26,599戸 (復旧115戸) (応急給水中)
 南三陸町 : 断水 5,066戸 (応急給水中)
 大崎市 : 断水45,300戸 → 断水12,600戸 (復旧32,700戸) (応急給水中)
 一部断水 気仙沼市 (応急給水中)、名取市 (応急給水中)、丸森町、大郷町 (応急給水中)、川崎町、美里町 (応急給水中)、七ヶ宿町 (応急給水中)、栗原市 (応急給水中)
 復旧済み 加美町、色麻町

4) 福島県 <約20万戸断水>

福島地方水道用水供給事業 送水管破損、送水停止 → 順次、復旧作業を実施、一部送水開始

白河地方水道用水供給企業団 净水施設の破損 → 復旧供給開始
 福島市 : 断水111,000戸 → 断水54,800戸 (復旧56,200戸) (応急給水中)
 二本松市 : 断水 1,080戸 → 断水200戸 (復旧880戸) (応急給水中)
 伊達市 : 断水20,000戸 → 断水16,200戸 (復旧3,800戸) (応急給水中)
 国見町 : 断水 2,800戸 → 断水140戸 (復旧2,660戸) (応急給水中)
 郡山市 : 断水 37,000戸 → 断水3,720戸 (復旧33,280戸) (応急給水中)
 須賀川市 : 断水 21,000戸 → 断水5,500戸 (復旧15,500戸)
 天栄村 : 断水 1,000戸 → 断水500戸 (復旧500戸)
 鏡石町 : 断水 4,000戸 (応急給水中)
 白河市 : 断水 20,646戸 → 断水6,666戸 (復旧13,980戸)
 西郷村 : 断水 2,750戸 → 断水125戸 (復旧2,625戸)
 矢吹町 : 断水 6,130戸 → 断水5,480戸 (復旧650戸)
 泉崎村 : 断水 1,200戸 → 断水100戸 (復旧1,100戸)
 南相馬市 : 断水 18,000戸 → 断水3,600戸 (復旧14,400戸)
 葛尾村 : 断水 120戸
 いわき市 : 断水 95,000戸

一部断水 相馬地方水道企業団 (相馬市、新地町) (応急給水中)
 復旧済み 本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、田村市、飯館村

※双葉広域水道企業団 (双葉町他4町) 及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め一切の活動を停止。

5) 秋田県 <約1,400戸断水>

由利本荘市 : 断水 345戸 → 断水240戸 (復旧105戸) (応急給水中)
 横手市 : 断水 15,400戸 → 断水97戸 (復旧15,303) (応急給水中)
 湯沢市 : 断水 11,850戸 → 断水500戸 (復旧11,350) (応急給水中)
 東成瀬村 : 断水 595戸
 一部断水 井川町

復旧済み 大館市、北秋田市、能代市、八峰町、三種町、藤里町、秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、大仙市、仙北市

6) 山形県 <約54戸断水>

東根市 断水 140戸 → 断水50戸（復旧90戸）（応急給水中）
西川町 断水 4戸（応急給水中）

復旧済み 山形市、上山市、村山市、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（尾花沢市、大石田町）、朝日町、大江町、山辺町、中山町、最上町、舟形町、大蔵村、鮎川村、米沢市、南陽市、高畠町、川西町、遊佐町、酒田市

7) 茨城県 <約23万戸断水>

茨城県による用水供給事業において10浄水場のうち4浄水場で送水停止

日立市 断水 74,336戸 → 断水57,524戸（復旧16,812戸）

土浦市 断水 1,500戸 → 断水750戸（復旧750戸）

石岡市 断水 8,200戸 → 断水60戸（復旧8,140戸）

結城市 断水 1,000戸

下妻市 断水 13戸 → 断水4戸（復旧9戸）

常総市 断水 7,469戸

常陸太田市 断水 18,515戸 → 断水433戸（復旧18,082戸）

高萩市 断水 11,500戸 → 断水5,300戸（復旧6,200戸）

北茨城市 断水 9,300戸

笠間市 断水 23,800戸 → 断水150戸（復旧23,650戸）

ひたちなか市 断水 45,000戸

鹿嶋市 断水 20,000戸 → 断水5,000戸（復旧15,000戸）

潮来市 断水 9,700戸

常陸大宮市 断水 1,000戸

那珂市 断水 18,900戸 → 断水17,000戸（復旧1,900戸）

稲敷市 断水 900戸 → 断水800戸（復旧100戸）

かすみがうら市 断水 8,400戸

桜川市 断水 12,100戸 → 断水5,500戸（復旧6,600戸）

神栖市 断水 28,900戸

行方市 断水 10,200戸 → 断水3,000戸（復旧7,200戸）

茨城町 断水 9,500戸 → 断水9,200戸（復旧300戸）

大洗町 断水 7,000戸

城里町 断水 6,800戸 → 断水50戸（復旧6,750戸）

東海村 断水 6,000戸

大子町 断水 4,122戸 → 断水420戸（復旧3,702戸）

河内町 断水 100戸 → 断水20戸（復旧80戸）

復旧済み 水戸市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、筑西市、坂東市、鉾田市、小美玉市、美浦村、八千代町、利根町

8) 栃木県 <約2,700戸断水>

矢板市 断水 10,000戸 → 断水2,300戸（復旧7,700戸）（応急給水中）

さくら市 断水 460戸 → 断水410戸（復旧50戸）（応急給水中）

那須町 断水 4,400戸 → 断水20戸（復旧4,380戸）（応急給水中）

復旧済み 宇都宮市、足利市、真岡市、大田原市、那須塩原市、市貝町、芳賀町、高根沢町、益子町、茂木町、那珂川町、那須烏山市

9) 千葉県 <約6万戸断水>

千葉県企業局(千葉市他12市村)：断水251,510戸→断水44,200戸(復旧207,310戸)
(応急給水中)

我孫子市 断水192戸 → 断水 37戸(復旧155戸)(応急給水中)

鎌ヶ谷市 断水 28,000戸 → 断水 35戸(復旧27,965戸)

旭市 断水 18,736戸 → 断水 1,959戸(復旧16,777戸)
(応急給水中)

香取市 断水 19,800戸 → 断水 13,700戸(復旧6,100戸)

神崎町 断水 1,834戸 → 断水 158戸(復旧1,676戸)

いすみ市 断水 1戸

復旧済み 佐倉市、柏市、木更津市、君津市、成田市、山武郡市広域水道企業団(東金市、山武市他3町)、八匝(はっそう)水道企業団(匝瑳市、横芝光町)、長門川水道企業団(栄町、本埜村)、東庄町

10) 新潟県 <約1,100戸断水>

十日町市 断水2,111戸→断水1,109戸(復旧1,002戸)(応急給水中)

津南町 断水349戸→断水8戸(復旧341戸)(応急給水中)

上越市 断水342戸→断水13戸(復旧329戸)(応急給水中)

復旧済み 柏崎市

11) 長野県 <約800戸断水>

栄村 断水 804戸(応急給水中)

復旧済み 諏訪市、豊丘村、岡谷市、高森町、野沢温泉村、飯山市

12) 北海道

復旧済み 夕張市

13) 群馬県

復旧済み 下仁田町、前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、南牧村、東吾妻町、安中市、板倉町、明和町、高山村

14) 埼玉県

復旧済み 宮代町、鴻巣市、杉戸町、秩父市、小川町、ときがわ町、久喜市

15) 東京都

復旧済み 町田市、稲城市

16) 神奈川県

復旧済み 神奈川県企業庁(平塚市他16市町)、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、秦野市

17) 山梨県

復旧済み 北杜市、富士吉田市、西桂町、都留市、富士河口湖町

18) 静岡県

復旧済み 裾野市、函南町、小山町

19) 岐阜県

復旧済み 高山市、関市

他) 水資源機構

・房総導水路において取水を停止 → 取水・導水を開始

・霞ヶ浦用水において取水を停止(管路損傷) → 送水開始

・東総用水送水管破損により送水不可 → 復旧済み

※(応急給水中)については報告のあったものの記載

2 応急給水への対応について

・給水車の派遣体制を整えた全国314の水道事業者は以下の通り

札幌市、旭川市、函館市、北見市、上山市、由利本荘市、秋田県、会津坂下町、南会津町、会津若松市、喜多方市、磐梯町、渋川市、東京都、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市、秦野市、さいたま市、埼玉県、川越市、越ヶ谷松伏水道企業団、入間市、所沢市、深谷市、太田市、みどり市、甲府市、愛知県、名古屋市、豊橋市、安城市、犬山市、岩倉市、半田市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、刈谷市、小牧市、田原市、知立市、豊川市、豊田市、愛知中部水道企業団、南知多町、新城市、伊賀市、亀山市、名張市、津市、四日市市、鳥羽市、桑名市、志摩市、伊勢市、静岡市、浜松市、沼津市、伊東市、焼津市、藤枝市、富士市、掛川市、島田市、御殿場市、富士宮市、東伊豆町、河津町、長泉町、磐田市、湖西市、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、福井市、越前市、高浜町、鯖江市、金沢市、小松市、白山市、野々市町、輪島市、加賀市、津幡町、内灘町、富山市、氷見市、射水市、立山町、滑川市、砺波市、南砺市、魚津市、長野市、長野県、中野市、小諸市、東御市、塩尻市、伊那市、佐久水道企業団、木曽町、上田市、松本市、飯田市、新潟市、三条市、新発田市、小千谷市、燕市、五泉市、阿賀野市、加茂市、長岡市、柏崎市、大阪市、大阪府、堺市、豊能町、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、交野市、大東市、八尾市、柏原市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、泉南市、京都市、長岡京市、城陽市、木津川市、精華町、八幡市、京田辺市、京都府、久御山町、宇治市、福知山市、舞鶴市、与謝野町、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、東近江市、近江八幡市、大津市、滋賀県、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、長浜水道企業団、彦根市、日野町、守山市、野洲市、栗東市、米原市、甲良町、多賀町、和歌山市、海南市、橋本市、新宮市、紀美野町、神戸市、伊丹市、川西市、高砂市、宝塚市、西宮市、阪神水道企業団、姫路市、明石市、尼崎市、加古川市、太子町、丹波市、三田市、芦屋市、豊岡市、赤穂市、西播磨水道企業団、たつの市、猪名川町、篠山市、奈良県、奈良市、生駒市、橿原市、香芝市、桜井市、天理市、大和郡山市、大和高田市、広陵町、広島市、吳市、福山市、安芸高田市、江田島市、大竹市、尾道市、庄原市、竹原市、廿日市市、東広島市、三原市、三次市、岡山市、倉敷市、高梁市、井原市、総社市、津山市、美作市、新見市、笠岡市、瀬戸内市、米子市、鳥取市、倉吉市、八頭町、安来市、松江市、出雲市、浜田市、安来市、奥出雲町、高松市、丸亀市、松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町、新居浜市、徳島市、鳴門市、高知市、四万十市、防府市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、光市、下関市、山口市、周南市、長門市、萩市、柳井市、大分市、長崎市、佐世保市、川棚町、諫早市、大村市、松浦市、島原市、佐賀市、唐津市、西佐賀水道企業団、宮崎市、日向市、都城市、延岡市、福岡市、北九州市、久留米市、熊本市、荒尾市、鹿児島市、指宿市、霧島市、薩摩川内市、枕崎市、南さつま市、那霸市、沖縄県、名護市、浦添市

【これまでに制定した告示】

- ・今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日（平成23年3月11日）以降に期限の到来するものについて、その満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を制定（3月17日）

【これまでに発出している通知等】

＜医療、介護の確保関係＞

- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡（3月11日 保険局医療課）
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県に連絡（3月11日 健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- ・災害時的人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医会との連携をとるよう各都道府県に依頼（3月11日 健康局疾病対策課）
- ・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼（3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
- ・被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡（3月12日 医薬食品局総務課）
- ・医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼（3月12日 医政局経済課）
- ・医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続き（①最寄りの警察署に「厚生労働省から団体宛の協力要請通知の写し」を提示②警察署から車両の所属等を厚生労働省に電話で確認③警察署で「緊急通行車両確認標章」を発行④当該確認標章を検問等で提示し通行）を、医薬品・医療機器の製造・卸事業者団体に通知（3月12日医政局経済課）
- ・要介護認定事務の取扱や被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼（3月12日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地における妊産婦、乳幼児に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への協力について、関係団体宛協力依頼。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱いについて都道府県等に連絡（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・緊急援助部隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡（3月14日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨、被災都道府県に通知（3月14日 医政局医事課）
- ・医師等の診察を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示（患者が持参する薬袋等により薬剤名及び用法用量が確認できる場合、必要最小限度で提供する等）を受けている場合、医師等への確認が取れなくとも向精神薬を提供することが可能である旨を都道府県等に通知（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨都道府県等に連絡（3月15日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼（3月15日 雇用均等・児童家庭局）
- ・23年2月又は3月に実施した看護師国家試験等の受験者に関する卒業証明書等の提出期限を延長する旨各都道府県に通知（3月15日 医政局医事課）
- ・各都道府県医務主管課あて、宮城県又は福島県でボランティアを行う意思のある医師の申込を受け付ける窓口の設置及びまとめを依頼（3月16日 医政局指導課）

- ・日本医師会等の関係団体に医師等の医療従事者の派遣への協力を依頼（3月16日 医政局指導課）
- ・地震により居住地で予防接種を受けられなくなった者が、居住地以外の市町村で予防接種を受けられるよう都道府県に通知（3月16日 健康局結核感染症課）
- ・被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況となっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼（3月16日 健康局疾病対策課）
- ・一般社団法人日本磁気共鳴医学会が発表した「災害時におけるMR装置の安全管理に関する提言」について、医療機関等へ周知するよう各都道府県等へ依頼（3月16日 医政局総務課）
- ・被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支払いを猶予することができることについて都道府県に連絡（3月17日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
- ・被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応について、都道府県に連絡（3月17日 老健局介護保険計画課）
- ・海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤（ヨウ化カリウム）を送付する際の輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省關稅局業務課に連絡（3月17日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であるため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛てに、被災地のがん患者の受け入れ可否等についての情報把握等について依頼（3月17日 健康局がん対策推進室）
- ・被災地における周産期・新生児救急事例や被災した妊婦が適切に医療が受けられるよう、都道府県と協力の上、受け入れ体制について適切に対応いただくとともに被災地自治体や医療機関からの相談窓口を設けて適切に対応いただくよう日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会あて依頼（3月17日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地における妊婦等の受け入れ体制等について、相談窓口を設置し、被災自治体や医療機関から要請があったときには、適切に対応するよう都道府県あてに通知（3月17日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・通信事情等の問題から、医師の具体的指示が得られない場合に、救急救命士が救急救命処置を行うことを認める旨を各都道府県に連絡（3月17日 医政局指導課）
- ・被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知。（3月18日 医薬食品局総務

課、監視指導・麻薬対策課)

- ・地震の発生に伴い、生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院において必要な生活に係る支援について、障害者自立支援法及び介護保険法における支援の対象として差し支えないことを都道府県・関係団体等に連絡（3月18日社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局振興課、保険局医療課）
- ・東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣について、都道府県等に対して、更なる派遣を依頼（3月17日 健康局総務課保健指導室）
- ・保健所等における放射線に関する健康相談の体制整備を都道府県等に依頼（3月18日 健康局総務課地域保健室）
- ・予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について、人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都県に依頼（3月18日 健康局総務課地域保健室）
- ・都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県を含む）において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、被災された方々のインフルエンザ罹患予防及び治療用に使用できる旨を各都道府県に対して通知（3月18日 健康局結核感染症課）
- ・自治体において安定ヨウ素剤が配布される場合には、その場に自治体や保健所から医療関係者を派遣し、助言等を講じることを自治体・保健所に周知（3月18日 災害対策本部事務局）
- ・福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う避難指示により避難した者等の一部負担金の免除又は猶予について、都道府県等に対し連絡。（3月18日 保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課）
- ・日本看護協会等の関係団体に看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼（3月18日 医政局看護課）
- ・経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟との協議の結果、医薬品を運搬する緊急車両は、ガソリン・軽油の給油量の制限を受けない取扱いとする事務連絡を発出。（3月19日 医政局経済課）
- ・被災した妊婦が居住地以外の自治体へ避難した際の避難先自治体における妊婦健康診査の取り扱いについて都道府県等、関係団体あて連絡（3月18日雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地で支援にあたる保健師等に対し、避難所等で生活する妊産婦、乳幼児に対する支援のポイントをまとめ、都道府県等に情報提供（3月18日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・諸外国から本邦に送付される医薬品等を迅速に被災地に届けるため、当分の間、医薬

品等が梱包された支援物質については、書類の確認を行わず通関させるよう財務省関税局業務課に依頼。これらの医薬品等については、受領した都道府県等において、その品目名等を確認し、厚生労働省宛に報告するよう通知（3月18日 医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

・新規に公費負担医療を受けようとする被災者が、今般の災害により居住地のある県から他の都道府県に避難した場合、当該他の都道府県知事に申請を行う旨等を都道府県に連絡（3月18日 健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課）

・被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保に資するよう、関係学会調べによる治療支援医療機関情報を都道府県に周知（3月18日 健康局がん対策推進室）

・被災地から避難所等への患者搬送に際して、医療関係者による付き添い、常備する医薬品の携行、診療録等による患者の病状等の情報の伝達ができるだけ行うよう、都道府県及び関係団体から医療機関等への周知を依頼。（3月19日 医政局指導課）

・福島原子力発電所における事故により、放射線による健康影響を心配する地域住民が健康相談を希望することが想定されることから、保健所等において放射線の影響に関する健康相談の体制整備を図るなど適切に対応いただくよう地方自治体に依頼しているところであるが、その体制整備等にあたって、診療放射線技師の協力やサーベイメータの確保などの協力をを行うよう関係団体に依頼。（3月18日 医政局総務課）

＜避難所、社会福祉施設等における措置等＞

・避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼（3月11日 健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課）

・東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼（3月11日 健康局疾病対策課）

・要援護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼（3月11日 社会・援護局総務課）

・要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考え方の取組や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知（3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）

・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼（3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

・被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視

聴覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡

(3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課・精神・障害保健課)

- ・被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼(3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室)
- ・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼(3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課災害救助・救援対策室・福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課)
- ・避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があつた場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼(3月11日 健康局生活衛生課)
- ・避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について(留意事項)(3月12日 社会・援護局総務課災害救助・救援対策室)
- ・「被災地での健康を守るために」の冊子を、被災者を始め支援者への周知について関係県に依頼(3月15日 健康局総務課地域保健室)
- ・原発事故による被曝防止対策、長引く避難生活での健康への影響を抑えるための対処法や注意点等、住民等の方々からの照会に対応するための参考資料の案内を都道府県等に情報提供(3月15日 健康局総務課地域保健室)
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に依頼(3月15日 雇用均等・児童家庭局)
- ・被災者に対して救援物資が迅速に届くよう、救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を要しないことについて、各検疫所長に連絡(3月15日 食品安全部企画情報課検疫所業務管理室)
- ・避難所等における発達障害者等に対する支援について、具体的な方法や配慮等の例を、発達障害情報センター(国立リハビリテーションセンター)のHPにおいて、順次、情報提供することとしたことについて、都道府県等に連絡(3月16日 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)
- ・①児童扶養手当について、住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和や新規申請者に対する添付書類の省略、②母子寡婦福祉貸付金について、被災した母子家庭等に対する償還期間の猶予、③ショートステイ事

業について、被災した家庭を対象に含める等の弾力的な対応、等の取扱いについて都道府県等に周知（3月16日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）

- ・被災者等の子ども手当の認定請求等に関して、①認定請求書等に添付しなければならない書類（住民票の写し等）については本人の申立書をもって代えることができること、②「災害その他やむを得ない理由」により請求等が遅れた場合の措置（請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給）について十分配慮されたいことを地方自治体に周知（3月16日 雇用均等・児童家庭局育成環境課）
- ・被災した重症心身障害児（者）通園事業の利用者に係る利用料について、減免しても差し支えないことを各都道府県等に通知（3月16日 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）
- ・被災県（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等のうち介護職員等が不足している施設等に対し、他自治体からの派遣を調整することとし、その旨を通知。（3月18日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局高齢者支援課）
- ・被災県（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等から他自治体の施設等への要援護者の受入れを調整することとし、その旨を通知。（3月18日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局高齢者支援課）
- ・今回の震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知。（3月19日 社会・援護局 総務課）
- ・福島県から来た方に対して、放射線の影響を懸念して宿泊を拒否することができるよう旅館業の営業者に対する周知を都道府県等に依頼（3月19日 健康局生活衛生課）
- ・医療機関に対し、原発から避難している者を受け入れても、病院職員や他の患者に健康影響がないことを周知するとともに、福島県内からの患者の受け入れに協力していただくよう周知（3月18日 災害対策本部事務局）
- ・放射能汚染された食品の検査における留意事項について、都道府県等に通知（3月18日 食品安全部監視指導課）

＜社会保険手続関係＞

【医療、年金、介護】

- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に連絡（3月11日 保険局国民健康保険課）
- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡

(3月11日 保険局保険課)

- ・被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡（3月11日 保険局高齢者医療課）
- ・社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう依頼（3月11日 保険局総務課医療費適正化対策推進室・高齢者医療課・国民健康保険課、老健局介護保険計画課）
- ・被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・こども手当拠出金・船員保険含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・年金受給権者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は患者から患者負担分を徴収せず、審査支払機関へ患者負担分も含めて全額（10割）を請求することができる旨を関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて保険者に対し連絡（3月15日 保険局医療課・保険課・国民健康保険課・高齢者医療課）
- ・保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療上必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いについて、関係団体等に連絡（3月15日 保険局医療課、老健局老人保健課）
- ・東北地方太平洋沖地震に係る DPC データ提出の延期について、DPC 対象病院に連絡（3月15日 保険局医療課）
- ・厚生年金基金及び国民年金基金について基金の公示によって、被災した加入者等の掛金等の納付期限の延長や納付猶予等が可能である旨、地方厚生（支）局に周知。（3月16日 企業年金国民年金基金課）
- ・被災地の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方の

自肃、分割調剤の考慮を保険医療機関及び保険薬局に依頼（3月17日保険局医療課）

・訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給を行うことができるよう中央職業能力開発協会に通知（3月17日 職業能力開発局能力開発課）

・被災地域に住所を有していた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、他市町村へ転入の際に転出証明書が提出できない場合の被保険者資格の認定方法等の特例について保険者に対し連絡。（3月18日 保険局国民健康保険課及び高齢者医療課）

・診療報酬等の審査支払業務に支障が生じている国民健康保険団体連合会の診療報酬審査委員会の定足数の特例等について、都道府県等に対し連絡。

（3月18日 保険局国民健康保険課及び高齢者医療課）

・国民年金保険料の災害時の特例免除及び保険料の口座振替停止を希望する者の手続の必要性について、日本年金機構及び地方厚生（支）局に周知を要請（3月18日 年金局事業管理課）

・被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・子ども手当に係る拠出金・船員保険含む）の口座振替を一律に停止する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月18日 年金局事業管理課）

【雇用、労災】

・労災保険給付の請求に係る事務処理について、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に指示（3月11日 労働基準局労災補償部補償課）

・激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していくなくとも失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施（3月13日 職業安定局雇用保険課）

・労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を行うこととした（3月14日労働基準局労災補償部補償課）

・被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日）及び関係団体に周知依頼（3月15日 労働基準局労災補償部労働保険徴収課）

・被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限を延長する旨、被災地域外に主たる事務所が所在する事業主に対しても、一定の要件を満たす場合は納付を猶予する旨を、（独）高齢・障害者雇用支援機構及び都道府県

労働局あて通知(3月15日 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課)

- 事業者、労働者及びその家族等被災された住民が、産業保健推進センター、地域産業保健センター等でメンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるようするための体制の整備を(独)労働者健康福祉機構及び都道府県労働局に通知。(3月16日 安全衛生部労働衛生課)

- 被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供すること等を独立行政法人雇用・能力開発機構に依頼するとともに、その旨を関係県に通知(3月17日 職業能力開発局総務課)

- 震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、特に被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること)を実施。

あわせて、雇用調整助成金の活用事例について事業主に周知(3月17日 職業安定局雇用開発課)

- 各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い(支給申請が可能な後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとして取り扱う)を事業主の方へお知らせするよう都道府県労働局に指示(3月17日 職業安定局雇用開発課)

- 雇用保険の失業手当の特例措置(激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる)について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化(3月18日 職業安定局雇用保険課)

- 地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A(第1版)」を作成し、周知(3月18日 労働基準局監督課)

- 災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知。(3月18日 安全衛生部安全課、化学物質対策課)

- 被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ&A(第1版)」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局労働基準部に指示(3月19日 労働基準局監督課)

- 被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ&A(第1版)」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局職業安定部に指示(3月19日 職業安定局雇用開発課)

- 被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関する

るQ & A（第1版）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局に指示するとともに、関係省庁に対して周知を依頼（3月20日 労働基準局監督課、職業安定局雇用開発課）

＜雇用対策関係＞

- ・当面の緊急雇用対策として、

- ① 今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。また、失業給付を受給している被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施
 - ② 失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談にお応えするため、特別相談窓口をハローワークに設置
 - ③ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請（3月12日 職業安定局総務課）
- ・雇用促進住宅に係る福島第一原子力発電所の自主避難を含む離職者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう独立行政法人雇用・能力開発機構に要請（3月19日14：30 職業安定局総務課）

＜被災者、被災企業に対する貸付等による経済的支援関係＞

- ・生活福祉資金貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知（3月11日 社会・援護局）
- ・中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないよう、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月11日 健康局生活衛生課）
- ・甚大な被害を受けている生活衛生関係営業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低利金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口（フリーダイヤル）とともに、厚生労働省ホームページに掲示（3月13日 健康局生活衛生課）
- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の遡及的な返済猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月14日 健康局生活衛生課）
- ・消費生活協同組合の行う共済事業に関し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を連絡（3月14日 社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）
- ・被災した社会福祉施設、医療機関等に対し、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧貸付について融資率等の優遇措置を図る旨、各都道府県に通知（3月15日 社会・援護局福祉基盤課、医政局総務課）

- ・被災者救援のための食料等を供給する食品産業関連企業に対する資金の円滑な融通や貸付金の償還猶予について株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月16日 健康局生活衛生課）
- ・被災地から避難した方から生活保護の申請があった場合、迅速かつ適切な保護の実施にあたるよう地方自治体に通知（3月17日 社会・援護局保護課）
- ・生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、被災した世帯に対する特例措置の運用にあたっての留意事項を各都道府県に通知（3月18日 社会・援護局地域福祉課）
- ・被災者である生活保護受給者について、要介護認定に係る審査判定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに生活保護の介護扶助の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡（3月18日 社会・援護局保護課）

＜葬祭関係＞

- ・柩、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼（3月12日 健康局生活衛生課）
- ・柩及びドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼（3月12日 健康局生活衛生課）
- ・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知（3月14日 健康局生活衛生課）

＜国家試験関係＞

- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場での試験実施ができないため、追加試験の実施、受験希望者への特設会場の設置（厚生労働省）の決定に關して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼（3月15日 健康局総務課生活習慣病対策室）
- ・23年2月又は3月に実施した看護師国家試験等の受験者に関する卒業証明書等の提出期限を延長する旨各都道府県に通知（3月15日 医政局医事課）
- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場以外の試験地においても被災を受けた受験予定者への追加試験の実施等の決定に關して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼（3月16日 健康局総務課生活習慣病対策室）
- ・医師等の医療関係職種の免許申請について、申請書の添付書類の弾力化や申請書の提出先の拡大を図るとともに、震災により免許証をなくした者に対し、免許を有する旨の証明書を発行することとし、当該取扱いの実施を全国の都道府県に依頼（3月17日 医政局医事課）

＜食品・水道関係＞

- ・福島第一原子力発電所事故により、周辺環境から放射能が検出されていることから、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう、都道府県、関係機関等に通知（3月17日 食品安全部）
- ・18日に文部科学省が水道蛇口から採取した上水（蛇口水）の調査を各都道府県に委託することになったことを踏まえ、各都道府県水道行政担当部局に対し、当該調査の実施状況の把握に努めるとともに、必要に応じた協力をを行うこと、および関係する水道事業者等に情報提供に努めることを依頼（3月18日 健康局水道課）
- ・福島第一及び第二原子力発電所の事故に伴う、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対する技術的助言（3月19日 健康局水道課）

＜御遺体の取扱い関係＞

- ・死体検案書の作成に当たっては、必要最小限の記載で差し支えなく、県警と適切な連携を図りながら御遺体の検案の迅速化に努めるよう、関係者への周知を被災県に依頼（3月17日 医政局医事課）

＜計画停電に係る対応関係＞

- ・東京電力による計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係都県・団体に依頼（3月13日 医政局指導課）
- ・東京電力による計画停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、患者に対し、停電の際、例えば酸素濃縮装置の場合には、配布済みの酸素ボンベに切り替えるなどの対応を周知するよう、医療機器団体宛に依頼（3月13日 医政局経済課）
- ・東京電力による計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼（3月13日・雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
- ・東京電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼（3月13日、14日 健康局疾病対策課）

- ・東京電力による計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼（3月13日 医薬食品局総務課）

- ・東京電力による計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼（3月13日 医薬食品局血液対

策課)

- ・東京電力による計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月13日 健康局水道課）
- ・東京電力による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都県に依頼（3月13日 健康局総務課地域保健室）
- ・東京電力の計画停電が実施された際、ワクチンの品質管理等について、必要に応じ、情報提供を行うよう関係団体に依頼（3月14日 医薬食品局血液対策課）
- ・東北電力の計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係都県・団体に依頼（3月14日 医政局指導課）
- ・東北電力の計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、県及び保健所設置市を通じて薬局等に依頼（3月14日 医薬食品局総務課）
- ・東北電力の計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼（3月14日 医薬食品局血液対策課）
- ・東北電力の計画停電が実施された際、ワクチンの品質管理等について、必要に応じ、情報提供を行うよう関係団体に依頼（3月14日 医薬食品局血液対策課）
- ・東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼（3月14日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
- ・東北電力による計画停電に係る人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係県に依頼（3月14日 健康局総務課地域保健室）
- ・医療機器団体に対し、東北電力の計画停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、その使用に支障が生じないよう、患者への周知、追加のバッテリーや代替機器の配布、貸し出しなどの対応を徹底するよう依頼（3月14日 医政局経済課）
- ・計画停電により、冷蔵・冷凍設備が正常に作動しなくなり、食品等の温度管理が適正に実施できなくなるおそれがあることから、食品等の温度管理が適正に実施されるよう周知及び指導監督について各都道府県等に通知（3月14日 食品安全部監視安全課）
- ・東北電力においても計画停電が実施されることから、被害の比較的小さい秋田、山形、

新潟の各県及び青森県の一部の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月15日 健康局水道課）

・計画停電の時間帯における停電を理由とする休業については、原則として労働基準法第26条の休業手当の支払を要しないこと等の計画停電の場合の休業手当の取扱いについて各都道府県労働局に通知（3月15日 労働基準局監督課）

・東北電力の計画停電が実施された際、人工呼吸器等使用の在宅療養患者が遗漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携することについて関係県、関係団体に依頼（3月15日 健康局疾病対策課）

・東京電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、関東信越地区の独立行政法人国立病院機構等の医療機関において緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供（3月15日 健康局疾病対策課）

・東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、4県10病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供。（3月16日 健康局疾病対策課）

・予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、患者等に対する注意喚起について関係都県の難病担当主管課等に通知（3月17日 健康局疾病対策課）

・東京電力管内の都県等に対し、管内の予測不能な大規模停電の発生を想定した所要の対応や関係者への周知を依頼（3月17日 医政局指導課）

・東京電力管内の都県に対し、管内の予測不能な大規模停電の発生を想定した所要の対応や管内市町村への周知を依頼（3月17日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）

・東京電力管内の関係団体に対し、管内の予測不能な大規模停電の発生について会員への周知を依頼（3月17日 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

・東京電力管内の都県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電が発生に備えて、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月18日 健康局水道課）

<その他>

・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象

者及び延長後の満了日を指定する件等について通知（3月17日 健康局、老健局、医薬食品局）